

地域公共交通確保維持事業に係る認定申請書（案）

令和 8 年 4 月 1 日

（名称）上三川町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
町内の地域間での公共交通サービスの平準化による公共交通空白地の解消、及び高齢者や自動車免許を持たない者等の移動手段の確保を図るため導入しました。 公共交通空白地の解消及び高齢者の通院から日用品の買い出し、学童の塾通いなど多くの世代にとって欠かせない移動手段となっており、運行の継続が不可欠です。一方で、町の運営努力だけでは運行の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標
令和 8 年度～令和 12 年度 デマンド交通「かみたん号」の利用者数 16, 500 人以上／年とする 町民の鉄道・バス・タクシー・デマンド交通の利用率 7. 5 %以上とする （地域公共交通計画 P 37 参照）
（２）事業の効果
上三川町民の「生活の足」としてデマンド交通「かみたん号」が持続可能な運行ができる
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
デマンド交通運行形態の検討（上三川町・事業者） 上三川町近隣の公共交通MAPの作成及び更新（上三川町・事業者） 公共交通の利用促進策の検討（上三川町・事業者） デジタル技術を活用した新サービスの再検討（上三川町・事業者） （地域公共交通計画 P 39・40・41 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通について、その運行に係る費用総額 32, 771 千円のうち、上三川町から運行事業者への支払額については、運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート（郵送による無作為調査）
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和元年5月29日	令和元年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
令和2年7月27日	令和2年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
令和3年6月22日	令和3年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
令和4年6月21日	令和4年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
令和5年6月16日	令和5年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
令和6年6月19日	令和6年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
令和7年6月19日	令和7年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

町民・利用者からの要望が多かった土曜日運行について、実証運行を令和8年度を行なうこととした。利用率・収支率及び他の交通機関への影響などを調査し、土曜日運行の可否について検討する。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県河内郡上三川町しらさぎ1丁目1番地
 (所 属) 上三川町地域生活課生活係
 (氏 名) 杉山 昇
 (電 話) 0285-56-9129
 (e-mail) seikatsu01@town.kaminokawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。